

鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設ユーティリティスタジオ等使用許可運用指針

鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設ユーティリティスタジオ、テストキッチン、交流スペース、ギャラリー又は会議室（以下「スタジオ等」という。）の使用許可等については、鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設条例及び鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設条例施行規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

1 使用者（鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設条例第4条第1項による使用許可の資格を有する者）

(1) 優先使用者

- ① 鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設入居用施設使用者及びシェアオフィス使用者

(2) 一般使用者

- ① 市内の企業（個人事業者を含む。）
- ② 市内の中小企業者等で組織される組合、団体
- ③ 鹿児島市（但し、産業創出課を除く。以下同じ。）及びその外郭団体
- ④ 鹿児島県及びその外郭団体
- ⑤ 国及びその外郭団体
- ⑥ 大学、高専及び短大等の教育機関
- ⑦ その他市長が特に認める者

※ 産業創出課は使用許可の対象外（使用許可不要の使用者）

2 使用許可の対象となる使用目的

(1) 優先使用者にあつては、入居用施設及びシェアオフィスの使用（更新）許可にあたって市長に提出した事業計画に基づくもの

(2) 一般使用者にあつては、次のいずれかに該当するもの

- ① 本市のクリエイティブ産業振興に資する会議、セミナー、ワークショップ、展示、商品開発、研究開発、情報発信、交流等
- ② 本市の産業振興に資する会議、セミナー、ワークショップ等
- ③ その他市長が特に認めるもの

3 使用できる日及び時間等

(1) スタジオ等（交流スペース及びギャラリーを除く。）を使用できる日及び時間は、月曜日から日曜日の午前9時から午後9時30分までとする（但し、毎月第3日曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるとき又はその日の翌日が休日に当たる

ときは、その日の日後においてその日に最も近い日で休日でない日の前日)、年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)を除く。)

(2) 交流スペース及びギャラリーを使用できる日及び時間は、月曜日から日曜日の午前9時から午後7時までとする(但し、毎月第3日曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるとき又はその日の翌日が休日に当たるときは、その日の日後においてその日に最も近い日で休日でない日の前日)、年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)を除く。)

(3) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、使用を認める。

① 3(1)の時間外のうち、午前8時30分から午前9時までの間において、優先使用者及び鹿児島市が準備等を行う場合で、市長が特に必要と認めるもの。

② 鹿児島市が主催する又は後援する団体が開催する、会議、セミナー、研修会等で、市長が特に必要と認めるもの。

4 使用許可申請手続等

(1) 使用許可申請の時期

① 優先使用者にあつては、使用予定日の4カ月前から使用予定日の前日(但し、市の閉庁日を除く)まで

② 一般使用者にあつては、使用予定日の3カ月前から使用予定日の5日前(但し、市の閉庁日を除く)まで

③ 前2号の規定にかかわらず、外部講師の招聘等のために市長がやむを得ないと認める場合は、期間外であっても申請を受け付ける。

(2) 継続使用の制限

① 3日以上(ユーティリティスタジオを展示室として使用する場合は8日以上)の継続使用は認めない。

② 事業上の目的を達成するために、市長が特に必要と認める場合には、3日以上(ユーティリティスタジオを展示室として使用する場合は8日以上)の継続使用を認める。

5 使用後の原状回復及び使用制限

(1) 使用者は、使用終了後、机、椅子等を原状に回復すること。また、テストキッチンを使用した場合は、キッチン設備、食器類等を洗浄の上、元の場所へ収納すること。

(2) 使用にあたっては、次の各号に該当する行為は認めない。

① 販売等の営業など営利行為を主としたもの。

② 所定の場所以外での飲食(但し、お茶、コーヒー等は除く)。なお、所定の場所以外で飲食を伴う会議等においては、事前に許可を得ること。

③ 鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設の駐車場の使用

④ 鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設入居用施設使用者等の業務の妨げになること。

⑤ 政治又は宗教目的の会議、研修等

(3) 使用者は使用時に発生したごみについては、責任をもって持ち帰ること。